

養護老人ホームの運営の支援拡充を求める意見書

養護老人ホームは、明治時代、貧困により生活に困窮した高齢者の受け入れ施設「養老院」が始まりとされており、それ以降、救護法（昭和4年）、生活保護法（同25年）、老人福祉法（同38年）と一貫して、低所得高齢者の福祉対策、つまり弱者救済の措置施設として運営が図られてきている。

現在、熊本県における施設数は38箇所であり、うち11箇所（約29%）の施設が30年以上経過しており、多くの入所者（高齢者）は老朽化が激しく劣悪な環境下での生活を余儀なくされている。

よって、国におかれては、養護老人ホーム入所者が今後も文化的かつ健康的な生活が保障されるとともに、養護老人ホームの経営安定が図られるよう、下記事項について十分な措置が講じられるよう強く要望する。

記

- 1 養護老人ホームへの措置権限を有している市町村において、その地域におけるニーズに十分対応できるよう財政支援の拡充措置を講じること。
また、県が建設補助基準単価の引き上げを行うことができるよう、養護老人ホームの改築等に係る施設整備の交付税措置について拡充措置を講じること。
- 2 養護老人ホームにおける施設の改修や建替え等に係る借入金の償還金及びその利息への充当については、平成21年6月1日付けの国通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」により、措置費のうち民間施設給与等改善費として加算された額を限度とするなど制度上の規制があり、その財源の捻出に運営上大きな支障を来していることから、なお一層の規制の緩和を講じること。
- 3 養護老人ホームの措置（運営）費には、減価償却費が積算されておらず、また、入所者から居住費を徴収することができないことなどから、施設において改築等に係る十分な資金を確保することが困難な状況にあるため、独立行政法人福祉医療機構からの借入について、次の事項について改善措置を講じること。
 - (1) 融資率について、100%に引き上げること。（現在80%）
 - (2) 償還期間について、25年以内に延長すること。（現在20年以内）
 - (3) 貸付利息に対する優遇措置のため、老朽民間社会福祉施設整備事業等一部整備事業にある無利子貸付制度の適用を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

熊本県議会 議長 小杉 直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
厚生労働大臣	細川律夫様